

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に雇用され、ウォータブリッド工法等の営業及び現場管理者として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月から扁桃腺の腫れが続き、耳鼻咽喉科に通院したことに始まり、平成〇年〇月にはトラックの運転をしていると、まっすぐに走れなくなったことから、同年〇月〇日にB病院に受診し「ギランバレー症候群」と診断された。

また、請求人は、「ギランバレー症候群」によって思うように身体が動かなくなったことや業務におけるプレッシャーがあったことから、平成〇年〇月〇日にC病院に受診し「抑うつ神経症」と診断された。

さらに、請求人は、平成〇年〇月頃から、抑うつ気分を呈したとして、同年〇月〇日に同病院に受診し「てんかん」と診断されている。

請求人は、これらの疾病は業務上のストレスや過重労働が原因によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これらの疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した「ギランバレー症候群」等の疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症しためまい等の症状について、主治医であるD医師は、「ギランバレー症候群」と診断している。ギランバレー症候群の原因は、ウイルス等の感染、インフルエンザ等のワクチン接種、薬剤の副作用等が想定されているが、現在のところ、医学的に確立されておらず、D医師も発症原因不詳と意見している。

一方、E医師は、請求人の病状を急性小脳炎がより考えやすいとしているが、急性小脳炎の原因も、ウイルス等の感染、インフルエンザ等のワクチン接種等が想定されているが、ギランバレー症候群同様、現在のところ、医学的に確立されておらず、E医師は請求人における業務と急性小脳炎（疑い）発症との関連を否定している。

したがって、請求人に発症した疾患がいずれであっても、請求人の業務との因果関係を肯定する医学的根拠は見いだすことができない。

(2) E医師は、請求人のてんかんを「左側頭葉てんかん」と診断しているが、その根拠は、平成〇年〇月〇日にC病院において施行された脳波検査において、側頭葉を中心に徐波及び棘徐波連合を認めたこと、側頭葉てんかんに特徴的な複雑部分発作を認めたこと等によると考えられる。また、左側頭葉てんかんと

業務との関連については過労等の要因の有無にかかわらず発症するものとし、因果関係はないと意見しており、当審査会としてもE医師の意見を妥当と判断する。

- (3) てんかんの発症時期については、F医師は、診断が確定した平成〇年〇月〇日より以前であるが、特定できないと述べている。一般的には精神的ストレスがてんかんの症状を増悪させる可能性は認められるものの、てんかんの発症時期が特定できない以上、請求人の業務における精神的ストレスがてんかん症状を増悪させたとするに足る客観的根拠は見いだせない。

なお、同医師は、請求人において、てんかんの症状の1つとして抑うつ状態を惹起したと推測されると述べているが、これは、側頭葉てんかんでは、うつ等の精神症状を伴うことが比較的多いとされていることを踏まえての判断と思料される。また、G医師は、請求人の抑うつ状態について、精神科治療の対象ではないと判断したので、処方など治療は行っていないと述べ、さらに、C病院で処方された抗うつ薬（ジェイゾロフト）が請求人の症状の改善をもたらしていないと述べている。これは、G医師の意見書の記述から判断するに請求人の抑うつ状態が側頭葉てんかに伴うものであるとの認識を踏まえたものと推測される。

- (4) 請求人において、抑うつ状態が側頭葉てんかに付随する1徴候とみなされるとされていることを考慮すると、請求人の主張するように精神的ストレスが症状を悪化させるのであれば、てんかん症状と抑うつ状態の推移に関連があるのが自然と考えられるが、請求人において、そのような関連は見いだせない。したがって、請求人の主張するような精神的ストレスがあったとしても、それがてんかんや抑うつ状態を悪化させたとするに足る根拠は見いだせない。

以上みたように、請求人に認められた「ギランバレー症候群」、「てんかん」あるいは「抑うつ状態」と請求人の業務との因果関係を肯定する医学的根拠は見いだせない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発症した「ギランバレー症候群」等は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。